

一般社団法人大仙エンジン 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人大仙エンジンと称する。

2 この法人は略称として、大仙エンジンと表示することができる。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県大仙市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを
変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大仙市及び近隣地域(以下「当地域」という。)を次のようなまちにしていこう
とによって、当地域をより住みたくなるまちにし、当地域の住民のより豊かで楽しい暮らし
の実現に寄与することを目的とする。

(1) 稼ぐ力があるまち

(2) 多様な仕事、多様な働き方があるまち

(3) 人と人がつながるまち

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) デジタル技術、経営、営業、企画開発等に関する人材の育成事業

(2) デジタル技術、経営、営業、企画開発等に関する情報の提供事業

(3) 移住定住の促進、関係人口の創出を図る事業

(4) 創業、新規事業立ち上げの支援事業

(5) DX(デジタル変革)、経営変革等の支援事業

(6) ブランディング、マーケティング、PR(広報)、販路拡大等の営業業務の支援事業

(7) 商品やサービスの企画、開発、改良等の企画開発業務の支援事業

- (8) デジタル技術、地域資源、空き家等を活用した商品やサービスの企画、製造、販売、運営事業
- (9) ホテル、旅館、その他宿泊施設の運営
- (10) 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業
- (11) イベントの企画、運営事業
- (12) コミュニティの企画、運営事業
- (13) 前各号の事業と同じ内容の受託事業
- (14) 前各号の事業に付帯又は関連する事業
- (15) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会する個人であって、下記全てに該当する者
 - (イ) この法人の事業に主体的かつ精力的に携わる者
 - (ロ) 中小企業経営者(フリーランスを含む)
 - (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会する個人であって、下記全てに該当する者
 - (イ) この法人の事業に携わる者
 - (ロ) 中小企業経営者(フリーランスを含む)
 - (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会する個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員及び準会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

- 第6条 この法人の正会員若しくは準会員として入会しようとする者は、理事会において別定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、理事会の承認があったときに正会員若しくは準会員となる。
- 2 この法人の賛助会員として入会しようとする個人又は団体は、理事会において別定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、理事会の承認があったときに賛助会員となる。
- 3 その他会員の身分について必要な事項については、この定款に定めるものの他、理事会において別に定める会員の入会及び退会に関する規則によるものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、準会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 前項に定める退会の基準時は退会届を代表理事が受け取った時点とする。但し、特段の取り決めがある場合はこの限りではない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議をもって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)反社会的勢力との関係を有しているとき。
- (4)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第7条の義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2)総社員が同意したとき。
- (3)当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。

(入会金、会費の不返還)

第11条 既納の入会金及び会費は返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 14 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、全ての社員の同意がある場合には、その召集手続きを省略することができる。

- 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求は複数の社員の議決権をもって連名にて行うことができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たり、会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。会長及び副会長に事故があるときは、社員総会において出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、下記に定める通りとする。

- (1) 正会員 1 名につき 2 個
- (2) 準会員 1 名につき 1 個

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条第 1 項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理、書面等による議決権行使)

第 19 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。但し、この場合において当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

- 2 招集権者は、招集の通知において、その通知に記載された決議事項について、社員総会に出席できない社員が書面又は電磁的記録により議決権を行使することができる旨を定めることができる。
- 3 前 2 項に定める場合において、当該社員は社員総会に出席した者とみなす。

(議事録)

- 第 20 条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第 11 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

(決議・報告の省略)

- 第 21 条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第5章 役員

(役員の設定)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 7 名以内
- (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち、1 名以上 3 名以内を代表理事とする。
- 3 代表理事のうち 1 名を会長とし、会長以外の代表理事を副会長とする。
- 4 代表理事以外の理事のうち、2 名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

- 第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 業務執行理事のうち、2 名以内を専務理事又は常務理事とすることができる。

- 4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 22 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第 29 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 30 条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、理事(業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。)又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は 3 万円以上でこの法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1)業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4)社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5)規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1)重要な財産の処分及び譲受け
- (2)多額の借財
- (3)重要な使用人の選任及び解任
- (4)従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5)理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6)第 30 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(開催)

第 33 条 定例理事会は、毎年定期に、原則として年 3 回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)代表理事が必要と認めたとき。
- (2)代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3)前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4)監事から、一般法人法第 100 条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。
- (5)前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。(ただし、前条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合を除く。)

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を召集する。
- 3 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を召集しなければならない。
- 4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たり、会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第 40 条 理事会の運営に関し必要な事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会規則によるものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの年 1 期とする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事の名簿

(3)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第 43 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(合併等)

第 45 条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 46 条 この法人は、一般法人法第 148 条第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議することにより解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 基金

(基金の拠出)

第 48 条 この法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の取扱)

第 49 条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会において別に定める基金取扱規定によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第 50 条 この法人は、基金拠出時に基金拠出者と合意した期日までは、基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらずこの法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

3 この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託にすることはできないものとする。

(基金返還の手続)

第 51 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第 2 項の基金の返還の手続きについては、理事会において別に定めるものとする。

(代替基金の積立)

第 52 条 基金の返還を行うため、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取崩しを行わないものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

第11章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第 54 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第12章 雑則

(法令の準拠)

第 55 条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

附則

1 この定款は、一般法人法第 301 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の設立当初の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 6 年 3 月末日までとする。

3 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

	氏名	住所
設立時社員	男鹿 貴美子	秋田県大仙市太田町横沢字堤田503番地2
設立時社員	戸島 志寿	秋田県大仙市大沢郷寺字皆別当33番地

4 この法人の設立時理事及び設立時監事の氏名は、以下のとおりとする。

氏名

設立時理事 男鹿 貴美子

設立時理事 戸島 志寿

設立時理事 松本 紘幸

設立時監事 後藤 仁美

5 この法人の設立時代表理事は、男鹿貴美子及び戸島志寿とする。

上記定款は原本と相違ないことを証明します。

令和7年8月30日

秋田県大仙市太田町横沢字泥窪50-2

一般社団法人大仙エンジン

代表理事 男鹿 貴美子（印）

代表理事 松本 紘幸 （印）